

# 山梨県公報

第二千五百十号

平成二十三年

七月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………四一九

道路の区域変更……………四一九

道路の供用開始……………四一九

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)……………四三〇

### 公告

山梨県市町村職員共済組合の決算の公表……………四三六

県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………四三八

土地改良区連合役員の退任……………四三八

土地改良区役員の退任及び就任……………四三八

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十五件)……………四三九

### 教育委員会

一般競争入札について……………四四三

### 労働委員会

あつせん員候補者の告示……………四四四

労働組合法第一条第一号に規定する者の範囲……………四四五

## 告示

### 山梨県告示第二百七十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

県道

甲府韭崎線

甲府市北口三丁目百番の一地先から  
甲府市武田二丁目百五十四番の一地先まで

### 山梨県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
甲府市北新二丁目一番地先から 甲府市北新二丁目二九七番の二地先まで	旧	八・九	十二・三	一九三・〇	
	新	十・四	十四・九		

### 山梨県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所において、この告示の日から平成二十三年八月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-------	-----	---	---	--------------	-------------

県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字飯米場四五〇三番の七地先から上野原市鶴島字飯米場四五三二番の三地先まで	三三・三	平成二十三年七月十一日
----	----------	--	------	-------------

山梨県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
甲州市	上原の1	急傾斜地の崩壊	
	上原の2	急傾斜地の崩壊	
	上原の3	急傾斜地の崩壊	
	踊石の1	急傾斜地の崩壊	
	踊石の2	急傾斜地の崩壊	
	踊石の3	急傾斜地の崩壊	
	踊石の4	急傾斜地の崩壊	
	神戸の2	急傾斜地の崩壊	
	神戸の2	急傾斜地の崩壊	

踊石の5	急傾斜地の崩壊
神戸の3	急傾斜地の崩壊
上条の2	急傾斜地の崩壊
上条の3	急傾斜地の崩壊
上条の4	急傾斜地の崩壊
上条の5	急傾斜地の崩壊
中子沢の2	急傾斜地の崩壊
中子沢の3	急傾斜地の崩壊
神戸の4	急傾斜地の崩壊
神戸の5	急傾斜地の崩壊
小松尾の2	急傾斜地の崩壊
神戸の6	急傾斜地の崩壊
神戸の7	急傾斜地の崩壊
中新居の1	急傾斜地の崩壊
中新居の2	急傾斜地の崩壊
小松尾の3	急傾斜地の崩壊
小松尾の4	急傾斜地の崩壊
小松尾の5	急傾斜地の崩壊
中新居の3	急傾斜地の崩壊

裂石の10	裂石の9	裂石の8	裂石の7	裂石の6	裂石の5	裂石の4	番屋の4	番屋の3	中新居の12	中新居の11	中新居の10	中新居の9	中新居の7	中新居の6	中新居の5	番屋の2	小松尾の6	中新居の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

甲州市			市町村名	二 土砂災害特別警戒区域											
上原の3	上原の2	上原の1	土砂災害特別警戒区域の名称	東室床川	御影沢の西	上条川左支6	上条川左支5	上条川左支4	上条川左支3	上条川左支2	上条川左支1	中新居の8	裂石の13	裂石の12	裂石の11
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり (図面省略)			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項												

中新居の1	神戸の7	神戸の6	小松尾の2	神戸の5	神戸の4	中子沢の3	中子沢の2	上条の5	上条の4	上条の3	上条の2	神戸の3	踊石の5	神戸の2	踊石の4	踊石の3	踊石の2	踊石の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

裂石の5	裂石の4	番屋の4	番屋の3	中新居の12	中新居の11	中新居の10	中新居の9	中新居の7	中新居の6	中新居の5	番屋の2	小松尾の6	中新居の4	中新居の3	小松尾の5	小松尾の4	小松尾の3	中新居の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上条川左支6	上条川左支5	上条川左支4	上条川左支3	上条川左支2	上条川左支1	中新居の8	裂石の13	裂石の12	裂石の11	裂石の10	裂石の9	裂石の8	裂石の7	裂石の6
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

山梨市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
赤芝の1	赤芝の1	急傾斜地の崩壊		
赤芝の2	赤芝の2	急傾斜地の崩壊		
膝立の1	膝立の1	急傾斜地の崩壊		
膝立の2	膝立の2	急傾斜地の崩壊		
牧平西	牧平西	急傾斜地の崩壊		
牧平東	牧平東	急傾斜地の崩壊		
法諭庵	法諭庵	急傾斜地の崩壊		
小田野の2	小田野の2	急傾斜地の崩壊		
豊原	豊原	急傾斜地の崩壊		
中屋	中屋	急傾斜地の崩壊		
中尾	中尾	急傾斜地の崩壊		
久保の1	久保の1	急傾斜地の崩壊		
新井	新井	急傾斜地の崩壊		
久保の2	久保の2	急傾斜地の崩壊		
城古寺	城古寺	急傾斜地の崩壊		

成沢の3	成沢の2	成沢の1	大沢	室伏の4	室伏の3	室伏の2	上の7	上の6	上の5	上の4	上の3	上の2	上の1	山本の2	山本の1	千野々宮の3	千野々宮の2	千野々宮の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨市							市町村名	二 土砂災害特別警戒区域																						
赤芝の1	赤芝の2	膝立の1	膝立の2	牧平西	牧平東		土砂災害特別警戒区域の名称	成沢の4	成沢の5	成沢の6	成沢の7	西保下	牧平西の1	牧平西の2	膝立	牧平西の3	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊							現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)																					

上の5	上の4	上の3	上の2	上の1	山本の2	山本の1	千野々宮の3	千野々宮の2	千野々宮の1	城古寺	久保の2	新井	久保の1	中尾	中屋	豊原	小田野の2	法諭庵
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

牧平西の3	牧平西の2	牧平西の1	西保下	成沢の7	成沢の6	成沢の5	成沢の4	成沢の3	成沢の2	成沢の1	大沢	室伏の4	室伏の3	室伏の2	上の7	上の6
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号) 第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

一 土砂災害警戒区域  
山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
忍野村	八重合羽 笹尾根	土石流	次の図のとおり (図面省略)

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
忍野村	八重合羽 笹尾根	土石流	次の図のとおり (図面省略)

山梨県告示第二八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

一 土砂災害警戒区域  
山梨県知事 横 内 正 明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
鳴沢村	鳴沢沢の7	土石流	次の図のとおり (図面省略)

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳴沢村	鳴沢沢の7	土石流	次の図のとおり (図面省略)

公 告

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号) 第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成二十二年度の決算を次のとおり公表する。

平成二十三年七月一日

山梨県市町村職員共済組合  
理事長 小林 義 光



## 山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成22年度決算の要旨を公告する。

平成23年 7月 1日  
山梨県市町村職員共済組合  
理事長 小林 義光

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
収 入	負担金	2,646,092	9,493,477		107,613	116,151				
	介護分	199,020								
	掛金	2,671,728	4,832,831			113,297				
	介護分	208,269								
	施設収入・商品売上						241,636			
	利息及び配当金	656		239,242	293	713	3,722	365,271	3	1
	介護利息	3								
	その他収入	403,739			43,620	46,006	8,356	2,160	276,159	534
	他経理から繰入金				19,873					
	前年度繰越支払準備金	444,266								
計	6,573,773	14,326,308	239,242	171,399	276,167	253,714	367,431	276,162	535	
支 出	給付金	3,056,750								
	役職員給与				84,942	30,526	7,882	32,913	5,651	
	旅費・事務費				5,923	3,307	1,272	1,178	777	
	商品仕入						4,546			
	飲食材料費						45,546			
	委託費				1,477	1,108	99,532	56	56	
	支払利息			239,242				326,437		534
	連合会払込金	83,281								
	連合会拠出金	301,008								
	老人保健拠出金	4,958								
	退職者給付拠出金	171,617								
	前期高齢者納付金	1,070,691								
	後期高齢者支援金	921,420								
	病床転換支援金									
介護納付金	422,167									
他経理へ繰入金	19,873									
その他支出	6,077	14,326,308		71,376	248,675	203,955	8,040	260,311		
次年度繰越支払準備金	459,388									
計	6,517,230	14,326,308	239,242	163,718	283,616	362,733	368,624	266,795	534	
差引当期利益金		0	0	7,681	△ 7,449	△ 109,019	△ 1,193	9,367	1	
差引当期短期利益金	72,022									
差引当期介護利益金	△ 15,479									
年度末支払準備金	459,388									

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
資 産	流動資産	1,181,652	973	237,689	195,753	326,835	658,656	3,028,459	106,193	1
	固定資産			9,664,460	1,961	92	1,536,391	24,520,275	9,699,257	36,632
資 産 合 計		1,181,652	973	9,902,149	197,714	326,927	2,195,047	27,548,734	9,805,450	36,633
負 債	流動負債	242,876	973		502	107,631	24,385	25,730,893	222	
	固定負債	459,388		9,902,149	71,690	10,916	16,764	47,567	9,711,504	36,632
	負債合計	702,264	973	9,902,149	72,192	118,547	41,149	25,778,460	9,711,726	36,632
資 本	資本剰余金						1,380,458			
	利益剰余金	481,414			125,522	208,380	773,440	1,770,274	93,724	1
	欠損金	△ 2,026								
	資本合計	479,388	0	0	125,522	208,380	2,153,898	1,770,274	93,724	1
負 債 ・ 資 本 合 計		1,181,652	973	9,902,149	197,714	326,927	2,195,047	27,548,734	9,805,450	36,633



理事長	小林 恒雄	大月市猿橋町朝日小沢一〇四二番地	平成二十三年五月一日
副理事長	藤本 廣元	藤崎四七二番地	同
同	小林 肇	一〇四八番地五	同
理事	金井 信	六〇八番地	同
同	小宮山茂夫	大月市猿橋町猿橋一五六三番地	同
同	梶本 清一	藤崎三六一番地	同
同	梶本 好雄	五七四番地五	同
同	知見 義正	大月市猿橋町猿橋二六二三番地	同
同	長坂 孟	藤崎五六五番地	同
同	今泉 恒近	伊良原二二一番地一	同
同	藤本 誠	藤崎四八七番地	同
監事	加藤 宗光	猿橋一五七番地	同
同	和田 正勝	藤崎七一一番地	同
同	藤本 豊	四七三番地二	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 オカベ工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山小屋敷二十八番地三
- 3 代表者の氏名 岡部義次
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第二六四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月十日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社東山土木建築
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原三千二百八十四番地
  - 3 代表者の氏名 東山和広
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第八一二五号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社松木建築
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町宮木二千二十二番地三
  - 3 代表者の氏名 松木力
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一九九一号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 応地研株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸千八百七番地
  - 3 代表者の氏名 平井弘義
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第六八四一号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社シンゲン
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目八番一号
  - 3 代表者の氏名 矢部兵衛
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第七八三三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社マツモト工業
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市武川町山高二千七百六十八番地一
  - 3 代表者の氏名 松本早人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八四五一号
- 四 処分の内容 建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社アーク
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村平野二千九百九十七番地千六百二十三
  - 3 代表者の氏名 太田積
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第九〇二三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社岩間冷設工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯田一丁目五番十六号
  - 3 代表者の氏名 岩間俊朗
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第四〇四三号
- 四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年六月十九日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 渡辺設備工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草八百六十九番地
  - 3 代表者の氏名 渡邊博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第五二〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社池上工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田二千九十九番地
  - 3 代表者の氏名 池上博明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第六九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社内田組
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東四百七番地
  - 3 代表者の氏名 内田光司
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第一一九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 富士冷暖株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田三丁目十七番十三号
  - 3 代表者の氏名 長田永年
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第四一八号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社高橋組
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町河口千七番地
  - 3 代表者の氏名 高橋喜信
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第六九五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 旭工業株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市沢登十五番地三
  - 3 代表者の氏名 旭洋一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第一〇一三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年六月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年六月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 斎藤工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市鮎沢九百四十番地
- 3 代表者の氏名 斎藤清
- 三 許可番号 山梨県知事許可(一般 一九)第三四六四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年五月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

## 教育委員会

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年七月十一日

山梨県立博物館副館長 三 枝 仁 也

- 一 一般競争入札に付する事項  
1 借入物品等の名称及び数量 山梨県立博物館総合情報システム機器等 一式
- 2 借入物品等の仕様等 山梨県立博物館総合情報システム機器等一式。なお、詳細は、山梨県立博物館総合情報システム更新仕様書によること。
- 3 借入期間 平成二十四年一月一日から平成二十八年十二月三十一日まで
- 4 納入場所 副館長が指定する場所(県立博物館)
- 二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二十条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると副館長が判断した者であること。

4 納入する借入物品等に係るアフターサービスを副館長の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

6 山梨県物品等競争入札参加資格名簿において登録業種「希望種目」に「リース」が登録されている者であること。

### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一 山梨県立博物館総務課 電話〇五五 二六一 二六三一

2 入札説明書の交付場所

この公告の日から平成二十三年七月二十二日(金)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十三年七月十三日(水)から平成二十三年七月二十二日(金)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出する。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、書面により通知する。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年八月二十二日(月)午前十時 山梨県立博物館 交流室(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 一)

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に違反し、価格又はその他の点に關し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書に於て。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
- 2 Computer equipment for museum information system 1 set
- 3 Date and time for tender  
10:00AM August 22, 2011
- 4 Department in charge  
General affairs section, Yamanashi Prefectural Museum, 1501-1 Misakachonaria, Fuetuki, Yamanashi 406-0801 Japan TEL055-261-2631

労働委員会

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十三年七月十一日

山梨県労働委員会

会長 鶴田和雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公	平成十七年七月十一日



松橋 勝美	田中 好輔	小林 隆二	小池 基次	萩原 雄二	中澤 晴親	窪田 清	青柳 和仁	神宮寺 聡	深松 和子	勝俣 高明	益委員
塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	甲斐日産自動車株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	山梨県経営者協会相談役 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	山梨県経営者協会専務理事 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	N T T労働組合山梨分会支部長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九期山梨県労働委員会労働者委員	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第二十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	公認会計士 第三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	
平成二十三年七月一日	平成二十三年七月一日	平成二十三年七月一日	平成二十三年七月一日	平成十九年七月五日	平成十九年七月五日	平成二十三年七月一日	平成十七年七月十一日	平成十九年七月五日	平成十九年七月五日	平成二十一年七月二十二日	

矢澤 雄兒	山梨県食品工業団地協同組合理事長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
石合 一仁	山梨県労働委員会事務局長	平成二十三年四月二十七日
酒井 研一	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十三年四月二十七日
河崎 功	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十一年四月二十二日

**山梨県労働委員会告示第三号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号に規定する職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成二十三年七月一日次のとおり認定した。  
 なお、平成二十年山梨県労働委員会告示第二号は、廃止する。  
 平成二十三年七月十一日

山梨県労働委員会  
 会長 鶴田和雄

山梨県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、次の表に掲げる者  
 山梨県企業局

勤務箇所	労働組合法第一条第一号に規定する者
局本庁	局長、企業理事、次長、技監、参事、企画調整主幹、主幹（局付の者に限る。）、課長、総括課長補佐、課長補佐（課長の事務を代決する者並びに総務担当の者、財務担当の者及び経営企画担当の者に限る。）並びに総務担当の職員（課長補佐の職にある者を除く。）のうち人事、給与、労務及び秘書に関する事務を担当する者
事業所	所長及び次長

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番